

限度額適用・標準負担額減額認定申請書 (70歳未満の高額療養費の現物と、食事療養費の減額認定【長期】) の記入例

70歳未満の方 (市町村民税非課税世帯の方) が、療養に係る高額療養費の現物給付と食事療養等に係る標準負担額の減額認定 (長期) を受けるとき

限度額適用 第 種 食事療養・生活療養標準負担額減額 認定申請書

限度額適用・標準負担額減額

◎「限度額適用・標準負担額減額」を○で囲んでください。

※印欄は記入不要です。

◎被保険者証及び個人番号 (マイナンバー) カード等をご確認のうえ記入してください。

◎「該当」を○で囲んでください。

◎過去1年の入院期間等を記入してください。また、入院期間が確認できる領収書等を添付してください。

◎市町村役所 (場) に記入を依頼するか、又は世帯全員の住民税非課税証明書等を添付してください。(下の「◎添付書類等について」のとおり。)

◎申請年月日、住所等を記入し、署名又は記名、捺印してください。ただし、組合員本人が署名した場合には、捺印を省略することができます。

◎日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

※適用区分	70歳未満	アイウエオ	70歳以上	現役並みII	現役並みI	低所得II	低所得I	(年 月未まで)											
被保険者証記号・番号	91-1505	3131	組合員	氏名	久保 史彦	事業所名	平河土木株式会社												
限度額適用減額対象者氏名	久保 友子			性別	男 (女)	昭平	55年10月18日生												
長期入院	<input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当			個人番号	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
①	申請日の前1年間の入院期間 (日数)		平成 30 年 5 月 15 日から 平成 30 年 8 月 31 日まで		109 日間		名称				市ヶ谷記念病院								
	入院をした保険医療機関等		所在地		東京都千代田区五番町1-35														
②	申請日の前1年間の入院期間 (日数)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		日間		名称				所在地								
	入院をした保険医療機関等		所在地																
③	申請日の前1年間の入院期間 (日数)		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		日間		名称				所在地								
	入院をした保険医療機関等		所在地																
市町村長が証明する欄	1 下記に掲げる当該認定を受けようとする者の属する世帯の組合員及びその世帯に属する被保険者に 30 年度の市町村民税が課されないことを証明する。 久保 史彦 ・ 久保 友子 ・ 2 当該減額対象者の属する世帯の減額区分は、(非課税・基準額以下) であることを証明する。 平成△△年△△月△△日 市町村長名 文京区長 ○○ ○○																		
上記のとおり申請します。 平成△△年△△月△△日 組合員 郵便番号 112-0011 住所 東京都文京区千石4丁目51の25 氏名 久保 史彦 電話 (03) 3264 - 4372 全国土木建築国民健康保険組合理事長 様																			

◎ 添付書類等について

1 市町村民税非課税証明書を提出してください。「市町村長が証明する欄」に証明を受けた場合は不要です。また、証明書の提出 (証明欄の記入) にあたっては次の諸点にご留意ください。

- ・いずれも組合員と、組合員と同一世帯に属する家族全員が市町村民税非課税であることを証明する書類が必要となります。
- ・証明書の名称は市町村によって異なります。
- ・療養のあった月の属する年の前年 (その月が1月から7月までの間の場合は、前々年) 分の証明書が必要となります。

(例A) 平成29年8月から平成30年7月までの期間中の限度額適用・標準負担額減額認定の申請を行う場合

平成29年度非課税証明書 (平成28年所得分)

⇐ 平成29年1月1日現在において住民登録されていた市町村役所 (場) へ申請してください。

(例B) 平成30年8月から平成31年7月までの期間中の限度額適用・標準負担額減額認定の申請を行う場合

平成30年度非課税証明書 (平成29年所得分)

⇐ 平成30年1月1日現在において住民登録されていた市町村役所 (場) へ申請してください。

※ なお、例Aから例Bに亘る期間分の申請を行う場合は、そのいずれもの証明書 (平成28年所得分・平成29年所得分) が必要となります。

- 2 入院期間が確認できる領収書等を添付してください。
- 3 事業主は、組合員から限度額適用・標準負担額減額認定申請の委託を受けたときは、申請書の記載漏れ及び市町村民税非課税証明書等の添付の有無を確認のうえ、給付事務センターに提出してください。
- 4 限度額適用・標準負担額減額認定証の適用開始日 (発効期日) は、申請をいただいた月の初日となります。